

平成27年度 第9回香取市農業委員会総会議事録

平成27年12月18日

12月18日（金）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 議案第7号 香取市農地利用最適化推進委員の担当区域および定数を定めること
について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知につ
いて
日程第10 報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について
日程第11 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は42名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	3番	内山勝己
4番	今泉憲一	5番	伊能隆男
6番	菅谷樹雄	7番	石橋新一郎
8番	玉造和男	9番	宮増伸彦
10番	加瀬由美子	11番	林藤江
12番	宮崎正子	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
18番	高木甚一	19番	野平謙一
20番	佐藤義男	21番	林弘
22番	宮田毅	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道

26番	星	越	清	徳	27番	飯	森	茂
28番	高	木		彌	29番	大	堀	潔
30番	高	木	重	樹	31番	高	木	哲吉
32番	栗	林	利	男	33番	菅	谷	晁
34番	伊	藤		寛	35番	椿		康弘
36番	本	宮	敏	雄	37番	宮	負	厚美
38番	菱	木	重	雄	39番	小	倉	新一
40番	多	田	晃	一	41番	大	須賀	常政
42番	三	橋	和	男	43番	小	林	一男

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

2番 坂 本 弘

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	椎	名	正	志
農地班長	越	川	泰	克	副主幹	伊	能		弘
主 査	伊	藤		健					

開会 午後 2時58分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、42名です。欠席委員は2番 坂本 弘委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成27年度第9回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、1番 伊藤太雄委員、23番 栗田元一委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成27年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号2番、譲渡人が経営移譲年金を受給中のため、農業後継者と使用貸借権の再設定を行うものであります。

整理番号3番 譲受人が以前より借地している農地を売買により、所有権移転を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人が親から贈与により所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、譲受人が隣接農地を取得して耕作利便を図るため、贈与により所有権移転を受けるものであります。

整理番号6番、譲受人が親戚から贈与により所有権移転を受けるものであります。

整理番号7番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号8番および9番は関連案件でございます。

譲受人がいとこより、農地の使用貸借権設定と贈与を受けるものであります。

以上、9件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班 副班長 篠塚正悟委員。

15番篠塚委員 それでは、報告をいたします。

去る、12月14日、午後1時30分より市役所3階301号会議室において、第4班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は9件であります。

それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

議案第1号について、整理番号1番から9番までの案件は農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件も満たしており、権利取得後も適切な管理を行われるものと考え許可が妥当である

との結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、7番 石橋委員。

7番石橋委員 それでは、整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買により譲り受けるものであります。今後も農地の良好な維持管理が行われること。それから、譲受人の経営面積が50アール以上で取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2番について、11番 林委員。

11番林委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、3番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が〇〇〇在住のため耕作できないため、譲受人が賃借により耕作していた申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、4番について、29番 大堀委員。

29番大堀委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、5番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲渡人が耕作できないため、隣接農地を耕作する譲受

人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、34番 伊藤委員。

34番伊藤委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲渡人が耕作できないため、譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買により譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番、9番の2件について、43番 小林委員。

43番小林委員 整理番号8番、9番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

譲渡人と譲受人は、いとこ関係であり譲受人の農業経営の規模拡大のため、使用貸借権の設定および贈与を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可処分取消願の提出があったので、県への通知について審議を求める。平成27年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

本件は、平成27年10月15日付けで許可を受けているものですが、権利設定内容が賃借権設定ではなく、地上権設定の錯誤のため、許可を取り消すものであります。

なお、権利設定のし直しにより、この案件につきましては議案第4号の整理番号8番に関連します。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要を説明します。

整理番号1番、太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、本申請は共有名義の転用で、申請者の持分2分の1の権利部分について申請するものであり、議案第4号の整理番号2番に関連する案件であります。

整理番号2番、太陽光発電施設用地とのことです。

なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班 副班長 篠塚正悟委員。

15番篠塚委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

この2件については、現地調査を行いました。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番および2番について、現地調査および書類等で審査した結果、実効性は問題なく承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 整理番号1について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所ですけれども、○○○号線○○地先の○○○○○○○○○先の信号を左折しまして○へ○キロほど行きますと○○○の集落に入ります。その手前、○○○○さんの○○○があります。その手前を集落の中に左折いたしまして、○キロ位○へ向かいますと○○○○○に入り

ます。その手前の畑の場所でございます。

申請人は後継者もなく農地の有効活用ができない状態であり、今回共有名義である申請地を自己名義にして太陽光発電施設を設置し、安定的収入を確保したいとのことです。

雨水は敷地内浸透、隣接農地所有者への説明もしており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 整理番号2について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですけれども、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇から〇〇方向へ約〇キロ位行った集落の中で、申請人の自宅の前に位置しております。

申請人は〇〇〇でありまして、自宅に隣接し陽当たりのよい申請地に太陽光発電施設を設置する計画であります。

雨水は敷地内浸透、隣接農地は申請人所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用を伴う使用貸借権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことです。

本件は、議案第3号整理番号1番と関連案件で、申請地の共有持分2分の1の権利移転を受けて転用するものであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、他法令関係では千葉県教育委員会に埋蔵文化財発掘の届出をしております。

整理番号4番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う使用貸借権設定で設備事業用倉庫用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、本案件は始末書添付案件であります。

整理番号6番、転用を伴う使用貸借権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号7番、転用を伴う所有権移転で長屋住宅用地とのことです。

申請地は、都市計画用途区域内の第1種住居地域であり、第3種農地であります。

なお、既に土砂埋立の事前着工により始末書を添付しております。

整理番号8番、転用を伴う地上権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

本案件は、議案第4号整理番号1番の取消願に関連するもので、改めて地上権設定により許可申請を行うものであります。

整理番号9番、転用を伴う使用貸借権設定で工場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号10番、転用を伴う所有権移転で車庫用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、例外規定の集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

整理番号11番、転用を伴う所有権移転で展示場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号12番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、例外規定の集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

整理番号13番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことです。

申請地は、都市計画用途区域内の第1種住居地域であり、第3種農地であります。

以上、13件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班 副班長 篠塚正悟委員。

15番篠塚委員 事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は13件であります。

このうち、整理番号3番から6番および11番については、現地調査を行いました。

審査結果について、報告をいたします。

整理番号3番から6番および11番の案件について、現地調査および書類等で審査した結果、実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、農地法第5条の許可申請の要件を満たしているものと考えられ承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、3番 内山委員。

3番内山委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請地は、○○○○○線を○○○方面より○○○○○○地に○キロほど進みますと○○地先があります。○○地先に入りますと○○○○○○、○○○○○○の跡地がございます。そこから○方に直線距離で○メートルの所にある現在畑でございます。

譲受人は譲渡人の実の孫に当たり、現在○○○でございます。

自宅に隣接し発電に適した申請地に太陽光発電施設を設置する計画でございます。

雨水は敷地内浸透、隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えられます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、2番、3番の2件について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 整理番号2について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

これは、議案第3号の4条申請と同じ土地でございます。

譲受人は今回共有名義である申請地を買受け、太陽光発電を設置し安定的収入を確保したいとのことです。

雨水は敷地内浸透、隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、整理番号3について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所ですけれども、○○○○○○線を○○○方面に向かいまして、○○地先の○○○○○○先を右折しますと、○○○○○と○○○○○の○○○○○が右側でございます。その先、○メートル位ですか、○○○集落の端に位置しております。

譲受人は○○○であり、○○○○した土地の贈与を受け遊休農地を活用したいと考え安定した収入を得るため申請地に太陽光発電を設置する計画です。

雨水は敷地内浸透で隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、4番について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 整理番号4について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請場所は、先ほど第4条の整理番号2で説明した場所と同じ隣りの場所に位置しております。

譲受人は、建設業を営む法人であり、今回譲渡人と賃貸借に同意して、陽当たりのよい申請地に太陽光発電施設を設置する計画のものであります。

雨水は敷地内浸透、隣接農地は譲渡人所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に、5番、6番の2件について、21番 林委員。

21番林委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇〇線についている〇〇〇〇〇の端に有る地区の〇〇という所になります。その近くに目標物は、今では合併したもので〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、小さな〇〇がありまして、こちらの方から行きますと〇〇メートル位手前の場所になります。

譲受人は〇〇〇を営んでおり、昭和54年に〇〇用地として転用許可を受けましたが廃業し、事業上の理由により倉庫を建築してしまったとのことで、始末書が添付されております。

用水は井戸、雨水と汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流とのことです。

隣接農地はありません。

次に、6番ですけれども、遊休農地である申請地に太陽光発電施設を設置する計画であります。災害時には周辺住民および農業用の電力を補うことも考えているとのことであります。

雨水は敷地内浸透で隣接農地はありません。資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、7番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 整理番号7番について、ご説明いたします。

申請地は、〇〇〇線上の〇〇〇〇〇手前〇メートル位で〇〇〇〇〇〇裏の申請地でございます。

申請書類および現地調査を行った結果、譲受人は賃貸住宅事業により安定した収入を得るため、住宅地に近接した申請地で長屋住宅を建設する計画でございます。

なお、平成2年ころ、届出なく田を埋め立ててしまったということで始末書が添付されています。

用水は水道、汚水・雑排水は市下水道本管へ接続し放流、雨水は集水枡等により集め、市道側溝へ放流とのことでございます。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議 長 次に、8番について、25番 大坂委員。

25番大坂委員 整理番号8について、現地調査等を行って結果を説明申し上げます。

この案件は議案第2号整理番号1で取消願のあった申請であり、権利の設定を地上権に訂正して、再度申請するものです。

場所の説明ですが、○○○○線○○○○より○○○○○○○に向かい○キロ先を右折して○○メートル先をまた右折して○○メートル位の所にある場所です。昔、○○○があった所です。

譲受人は、○○○等の○○を行っており、太陽光発電事業で安定した収入を得るため、転用申請するものです。

雨水は敷地内浸透で、隣接農地所有者への説明もなされており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えられます。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議 長 次に、9番について、30番 高木委員。

30番高木委員 整理番号9について、ご説明申し上げます。

場所ですけれども、○○○号線○○方面に向かって、場所は○○○地先、○○○○○○○の○メートル位手前です。○○○いんです。

譲受人は○○○を営んでおり、現在自宅敷地内の倉庫にて営業しておりますが、取引が増加しスペースが確保できなくなったため、申請地に○○○を建設する計画です。

用水は水道、雨水は集水し道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路

側溝へ放流とのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、10番について、34番 伊藤委員。

34番伊藤委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇〇〇を〇〇〇方面へ〇〇メートル行った所です。

この申請は、譲受人が〇〇の〇〇〇〇に協力したため、車庫を移転する計画であり、申請地は農振除外済となっております。

雨水は自然浸透とのことで、隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、11番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 整理番号11について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の裏側に当たります。

譲受人は〇〇〇を営んでおり、〇〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇の展示販売を行う計画であり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇や飲食店に隣接し、展示場に適していることから申請地を選定したとのことであります。

雨水は自然浸透で隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、12番について、37番 宮負委員。

37番宮負委員 整理番号12について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面から来て、突き当たりを左に折れて〇メートル位行った所の〇〇〇〇〇〇の道を挟んだ前です。

譲受人は現在、譲渡人と同居していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、隣接地に住宅を建築する計画です。

用水は水道、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流とのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願

いいたします。

議 長 次に、13番について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 整理番号13番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の斜め前、〇〇〇の北側になります。

譲受人は、現在アパート経営をしておりますが、入居者の駐車場スペースがなくなってしまう不便を感じておりましたが、今回隣接地を購入する機会に恵まれ申請にいたったもので

す。

雨水は敷地内浸透で隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成27年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成27年度第9次農用地利用集積計画1番から221番までの申請であります。

議案書の12ページから106ページです。

所有権移転6件、23,838㎡、うち田が17,432㎡、畑が6,406㎡。

次に、使用貸借権設定の新規2件、田で1,493㎡

再設定2件、田で1,518㎡であります。

次に、賃借権の設定、新規108件、494,021㎡、うち田が469,490㎡、畑が24,531㎡。

再設定、98件、531,041㎡、うち田が432,074㎡、畑が98,967㎡。

次に、農地中間管理機構分について、賃借権設定で新規5件、36,797㎡、すべて田であります。

以上、221件の第9次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議ほど、よろしく願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る議案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号107番から109番の3件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号107番から109番の3件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第5号107番から109番の3件について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第5号150番、151番、153番、155番、157番、159番の6件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号150番、151番、153番、155番、157番、159番の6件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号150番、151番、153番、155番、157番、159番の6件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

次に、ただいま分離して審議した議案第5号の9件を除く212件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の9件を除く212件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の9件を除く212件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成27年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

賃借権の設定、新規4件、36,797㎡、すべて田であります。

以上、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案があり、○番が私の事案であることから、当該事案を分離して審議をいたします。

よって、この事案に関しては、議長を菱木会長職務代理に交替して審議をしたいと思えます。

菱木職務代理、よろしく願いします。

(菱木職務代理へ議長交替)

菱木職務代理 議案第6号 ○番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○の退場を求めます。

(○○番 ○○○○○○ 退場)

菱木職務代理 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

菱木職務代理 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号の1件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

菱木職務代理 異議なしと認めます。

議案第6号1件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○の入場を許可します。

(○○番 ○○○○○○ 入場・着席)

これにて、議長を大須賀会長へ戻します。

(大須賀会長へ議長交替)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く3件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く3件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く3件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 香取市農地利用最適化推進委員の担当区域および定数を定めることについて。下記のとおり香取市農地利用最適化推進委員の担当区域および定数を定めることについて審議を求める。平成27年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。管理班長より議案の概要説明いたします。

事務局管理班長 議案の概要の方、説明いたします。

本案件につきましては、香取市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定を今月この12月の香取市議会定例会に提案したところでございますが、本日正式に決定となりました。

施行日は平成28年、来年の4月1日となります。

新条例の詳細でございますけれども、香取市の農業委員の定数は19人、農地利用最適化推進委員の定数は24人となります。

なお、農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、農業委員は市議会の同意を得て、同意を要件とする市長の任命となっておりますが、農地利用最適化推進委員に関しましては農業委員会が委嘱することとなっております。農業委員会のこの総会での議決を得るべく本日の総会の議案として上程したものでございます。

なお、この定数条例の制定によりまして今後その推薦および応募を実施することになるわけですが、その推薦および応募の周知につきましては、近日中に香取市のホームページの方へ掲載する予定でございます。

それでは、その議案の内容の方を朗読するというので、説明とさせていただきますと思います。

まず、佐原・北佐原地区2人、新島地区2人、津宮・大倉地区1人、香取地区2人、香西地区2人、東大戸・瑞穂地区3人、小見川中央・東・南地区2人、小見川西・北地区3人、山田地区5人、栗源地区2人。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第4号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成27年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は9件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成27年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、65件であります。

報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業届について。下記のとおり廃土処理（公共事業施行）事業の届出があったので報告する。平成27年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、8件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成27年12月18日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時58分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人